

平成27年4月7日

神奈川県京浜交通圏に係るタクシー事業適正化・活性化協議会の開催について

平成25年11月に公布された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正特措法」という。）」が平成26年1月27日から施行され、改正前の特措法において指定を受けておりました特定地域におきましては、改正特措法に基づく準特定地域に指定されることとなり、神奈川県京浜交通圏につきましても準特定地域に指定され、当該地域の関係者がタクシー事業の適正化及び活性化に向け積極的に取り組んでいるところであります。

今般、本年1月30日に改正特措法に基づく特定地域の指定基準が制定され、京浜交通圏が当該指定基準に示された数値等の指定要件に適合し、平成27年2月2日付け関自旅二第1591号により関東運輸局長から、当協議会あてに特定地域への指定に係る希望の有無について判断を求める通知があったところです。

つきましては、特定地域への指定に係る当協議会としての希望の有無について審議を行うため、京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会を下記のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として参画したい方は、開催日の30日前（4月22日・水曜日）までに下記の問い合わせ先へお申し出ください。

記

1. 日時 平成27年5月22日（金） 10:00～
2. 場所 神奈川県自動車交通共済協同組合（神交共ビル）9階大会議室  
横浜市港北区新横浜2-13-4
3. 予定している議題 (1) 設置要綱の改正について  
(2) 協議会会長の選任について  
(3) 特定地域への指定に係る希望について  
(4) 需給状況判断及び適正車両数について 等

本件に関する  
お問い合わせ先

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会事務局  
(一般社団法人神奈川県タクシー協会)  
会 田 ・ 芦 澤  
電話 045-241-3577

# 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

## 会場案内

日時：平成27年5月22日（金） 10:00～

神交共ビル 9階 大会議室

横浜市港北区新横浜2-13-4

